

# 平成24年度

## 浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）

- 【■ 環境物品等の調達推進の意義と基本方針について】
- 【■ 浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）について】

【1 紙類（7品目）】	P. 5
【2 文具類（83品目）】	P. 8
【3 オフィス家具類（10品目）】	P. 20
【4 OA機器（19品目）】	P. 23
【5 携帯電話（2品目）】	P. 62
【6 家電製品（6品目）】	P. 65
【7 エアコンディショナー等（3品目）】	P. 74
【8 温水器等（4品目）】	P. 80
【9 照明（5品目）】	P. 88
【10 自動車等（5品目）】	P. 93
【11 消火器（1品目）】	P. 105
【12 制服・作業服（3品目）】	P. 106
【13 インテリア・寝装寝具（10品目）】	P. 110
【14 作業手袋（1品目）】	P. 120
【15 その他繊維製品（7品目）】	P. 121
【16 設備（6品目）】	P. 129
【17 防災備蓄用品（11品目）】	P. 135
【18 公共工事（67品目）】	P. 142
【19 役務（10品目）】	P. 167

【合計260品目】

※ 本文中、下線と【◎】が付けられている内容については、平成23年度ガイドラインから品目、判断の基準等に追加、削除又は変更を加えたもの。

### ※定義

【判断の基準】	本基準を満たすものが特定調達物品等（ガイドラインの基準適合物）として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。
【配慮事項】	特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項

## 【18 公共工事（67品目）】

### ■目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

### ■品目及び判断の基準等

#### ◇公共工事

【判断の基準】	契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用を義務付けていること。
【配慮事項】	資材の包装及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

※義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

表1 資材、建設機械、工法及び目的物の品目【◎】（品目追加）

特定調達品目名	分類	品目名		品目毎の判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			中温化アスファルト混合物	
		路盤材	再生骨材等	
			鉄鋼スラグ混入路盤材	
		小径丸太材	間伐材	

	目的物	高機能舗装	排水性舗装	表5
			透水性舗装	
		屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	<p>【判断の基準】</p> <p>①建設汚泥から再生した処理土であること。</p> <p>②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p>
	土工用水砕スラグ	<p>【判断の基準】</p> <p>天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉水砕スラグを使用した土工用材料であること。</p>
		<p>【配慮事項】</p> <p>鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断の基準】</p> <p>ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。</p>
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断の基準】</p> <p>ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。</p>
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	<p>【判断の基準】</p> <p>サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること</p>
		<p>【配慮事項】</p> <p>鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>

コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	<p>【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること。</p> <p>【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	フェロニッケルスラグ骨材	<p>【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグを使用した骨材であること。</p>
	銅スラグ骨材	<p>【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部若しくは全部を代替して使用できる銅スラグ骨材を使用した骨材であること。</p>
	電気炉酸化スラグ骨材	<p>【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は碎石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。</p> <p>【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	<p>【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。</p>
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	<p>【判断の基準】 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。</p> <p>【配慮事項】 鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	中温化アスファルト混合物	<p>【判断の基準】 加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の過熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。</p>

備考) 「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない

路盤材	再生骨材等	<p><b>【判断の基準】</b>  <u>次のいずれかの要件を満たすこと。</u>  ① <u>コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。</u>  ② <u>浜松市溶融スラグ有効利用ガイドラインに適合している骨材を使用していること。</u></p>
	鉄鋼スラグ混入路盤材	<p><b>【判断の基準】</b>  路盤材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。</p> <p><b>【配慮事項】</b>  鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
小径丸太材	間伐材	<p><b>【判断の基準】</b>  間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。</p>
混合セメント	高炉セメント	<p><b>【判断の基準】</b>  高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。</p>
	フライアッシュセメント	<p><b>【判断の基準】</b>  フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。</p>
セメント	エコセメント	<p><b>【判断の基準】</b>  都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。</p>

備考) 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	<p><b>【判断の基準】</b>  透水係数<math>1 \times 10^{-2}</math>cm/sec以上であること。</p>
------------------	-----------	--

備考) 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

鋼鉄スラグ水和固化体	鋼鉄スラグブロック	<p><b>【判断の基準】</b>  骨材のうち、転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）及び電気炉酸化スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。</p>
		<p><b>【配慮事項】</b>  鋼鉄スラグの製造元及び販売元を把握できるもの</p>

吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 吹付けコンクリートであって、1m <sup>3</sup> 当たり 100kg 以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。
塗料	下塗用塗料（重防食）	【判断の基準】 鉛又はクロムを含む顔料を配合していないこと。
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。
	高日射反射率塗料	【判断の基準】 <u>明度L*値が40.0以下の場合、近赤外域における日射反射率が40.0%以上であること。明度L*値が0.0を越す場合は、近赤外域における日射反射率（%）が明度L*値の値以上であること。</u>

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
- 2 近赤外波長域日射反射率、明度L値、日射反射率保持率測定及び算出方法は、JIS K 5675による。

防水	高日射反射率防水	【判断の基準】 近赤外域における日射反射率が50.0%以上であると。
----	----------	---------------------------------------

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建物の屋上・屋根等において使用されるものとする。
- 2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602による。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック (焼成)	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成したものであること。</p> <p>②再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>③土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="598 958 1374 1727"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="14">前処理によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>建材廃材（汚泥を除く。）</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラス瓶を除く）</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材（汚泥を除く。）	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラス瓶を除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																								
採石及び窯業廃土	前処理によらず対象																								
無機珪砂（キラ）																									
鉄鋼スラグ																									
非鉄スラグ																									
鋳物砂																									
陶磁器屑																									
石炭灰																									
建材廃材（汚泥を除く。）																									
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラス瓶を除く）																									
製紙スラッジ																									
アルミスラッジ																									
磨き砂汚泥																									
石材屑																									
都市ごみ焼却灰		熔融スラグ化																							
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																								
上水道汚泥	前処理によらず対象																								
湖沼等の汚泥																									

	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題が無いこと。</p> <p>④浜松市溶融スラグ有効利用ガイドラインに記載されている製品については、上記ガイドラインに適合していること。ただし、ガイドライン適合製品の使用が困難であると判断される場合は、この限りではない。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="598 974 1372 1086"> <tr> <td>再生材料の原料となるものの分類区分</td> <td>前処理方法</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td></td> </tr> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法							
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化							
下水道汚泥								

備考) 判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

園芸資材	パークたい肥	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物の含有率（乾物） 70%以上</li> <li>・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下</li> <li>・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上</li> <li>・pH 5.5~7.5</li> <li>・水分 55~65%</li> <li>・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常を認めない</li> <li>・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上</li> <li>・りん酸全量〔P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>〕（現物） 0.2%以上</li> <li>・加里全量〔K<sub>2</sub>O〕（現物） 0.1%以上</li> </ul>
------	--------	--